

○失効

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）		その他の規格	生産業者		有効期限	失効届受理日
			窒素 全量	りん酸 全量		氏名又は名称	住所		
神奈川県 第738号	乾燥菌体肥料	MK 乾燥菌体 AY	5 . 0	3 . 0	普通肥料の公的規格の「含有を許される有害成分の最大量」及び「その他の制限事項」のとおり	エムケーチーズ株式会社	神奈川県綾瀬市落合北一丁目1番1号	令和6年6月10日	令和6年6月25日